

議案第58号

葛飾区一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例

上記の議案を提出する。

令和8年9月15日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

児童福祉法の改正に伴い、葛飾区における一時保護委託者の登録等に関する基準を定める必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の4第1項の規定により適用される法第34条の22第2項の規定に基づき、葛飾区における一時保護委託者の登録等に関する基準を定めるものとする。

(一時保護委託者の登録等に関する基準)

第2条 法第34条の22第2項の規定による条例で定める基準は、一時保護委託者の登録等に関する基準（令和8年内閣府令第16号）の定めるところによる。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、葛飾区長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。